

新 旧 対 照 表

新

高知県介護福祉士等修学資金貸付事業費補助金交付要綱（抜粋）

第1条～第3条 略

第4条 第1項 略

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

第5条～第9条 略

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第5号様式による補助事業実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の補助事業実績報告書を提出した後におい

旧

高知県介護福祉士等修学資金貸付事業費補助金交付要綱（抜粋）

第1条～第3条 略

第4条 第1項 略

第5条～第9条 略

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第5号様式による補助事業実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の翌年度の5月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

て、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

第11条～第14条 略

附則

- 1 略
- 2 略
- 3 この要綱は、令和10年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第3号及び第5号から第12号まで、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 略

附則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第11条～第14条 略

附則

- 1 略
- 2 略
- 3 この要綱は、令和7年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第3号及び第5号から第12号まで、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 略